

阪神・淡路大震災の研究 III

—— 死者と遺族, ライフラインの復旧 ——

横山 隆 作

1. はじめに

死者6,434名（震災関連死者を含む）をだした阪神・淡路大震災は、1995年1月17日（火曜日）午前5時46分に発生した。2009年3月現在、震災発生から14年の歳月を経て、当時の小学生は成年に達している。

本稿は、既に本学部の研究紀要に掲載された拙稿「阪神・淡路大震災の衝撃」および「阪神・淡路大震災における避難と救助」¹⁾の続きをなすものであって、主に、震災直後の死者の遺体についての遺族および関係者の対応と、上下水道、電気、ガス、鉄道交通その他の生活基盤すなわちライフラインの復旧の2つの個別問題を取り上げている。筆者による新たな発見や主張には乏しいが、阪神・淡路大震災の薄れゆく記憶を新たにしようという意図に免じて、御寛宥くださるようお願い申し上げます。

2. 死者と遺族

1995年1月31日、天皇、皇后が阪神・淡路大震災の被災者を慰問された。お二人は異例の少人数で同日朝、東京を出発し、飛行機とヘリコプターを利用して、午前中には西宮市中央体育館と芦屋市立精道小学校にいる避難者を慰問し、午後には淡路島の被災地を訪れた。²⁾さらに同日中に神戸に戻り、神戸市長田区の菅原市場の焼け跡に来て、皇居の水仙を供えて黙祷され、夕刻帰京した。³⁾

大震災のなかで亡くなられた方々は、生き残った人々と共にある。震災発生直後の大混乱のなかであっても、亡くなられた方々の扱いはきわめて大切なことである。

兵庫県西宮市大井手町（阪急夙川駅の北東）に住み、二階建て自宅の一階部分が挫屈倒壊して、14歳の長女を亡くされたNYさん（母親）が、当日の状況を後に語っている。（括弧内は筆者の補足である。）

『次男を（倒壊家屋から）助け出したのが3時間後くらいだったので、娘を出したのは9時よりもっと後だったと思います（救出時には既に死亡していた）。……中略……娘は出し

てから最初はしばらく中庭に寝かせていたんですけど、近所の人がどこに連れていったらいいか、いろいろ探してくれて、結局、西宮中央体育館に運ぼうということになりました。それで運びかけたんですけど、途中で（西宮市立）大社小学校（大井手町の東約600m）も遺体を安置できるようだと連絡が入ったので急遽Uターンして大社小学校の方へ運んだんです。……そこで検死したんです……。

娘の検死が終わった後は、しばらくその小学校に安置していて、1月23日に火葬しました。……この辺では、満地谷（西宮市満地谷町）に火葬場があって、そこが23日に稼動し始めることになったんです。その時は、川西市の火葬場で焼く予定にしていたんですが、満地谷の方が近いからいいかなとも思いました。けど、もし満地谷の火葬場で火葬するのであれば遺体の数があまりにも多いから、普通一般のように遺体を焼却して、その後、お骨拾いをしている時間がないんです。だから、この人の遺骨はこれという風にして、遺骨を受け取るのは市民ギャラリーでという話だったんです。でも、夫が、「遺体を見送って、次に、『はいこれがあなたの娘さんの遺骨です』と言われて、もらっても納得できないし、親として、自分たちの手のできる最後のことだから、自分たちで娘の遺骨を拾おう」と言ったんです。それで、段取り通り川西まで行きました。』⁴⁾

おおよそ次のようなことが推察できる。第一に、遺体を倒壊家屋の近くの道路やスペースに野ざらしにしておくことは、遺族感情からしても社会感情からしてもできないのであって、しかるべき場所に安置されなければならない。しかし、どこへ運んだらよいか、すぐには分からないのである。第二に、遺体は法律に基づき、検視（死体検案、検死）され、死体検案書が作成され、火葬・埋葬許可書が発行されなければ、火葬・埋葬を行うことができない。第三に、被災地の火葬場のいくつかは、停電や都市ガス停止などの理由で数日間機能停止したこと、被災地や近隣都市の火葬場だけでは能力が不足したこと、そして遠くの火葬場へ遺体を搬送するには、搬送車両の数が少なさや道路交通渋滞のために、困難であったことである。

震災当時、神戸市灘区灘南通りに住み、隣家が移動して倒れてきたために、88歳の父を亡くされたGKさん（娘）は、4年後に次のように証言している。

『（1月17日には遺体を倒壊した家屋の外に出すことができなかった。）18日に自衛隊の方が通ったので「ここに返事はないんだけど、まだ一人いるんですけど」と言うと、「まだ返事されている人がいるので、すみません」と言って行ってしまいました。その後、ここから少し行ったところにあるH建設の方が……二階に敷詰めてあったパネコンを剥がして父親を出してくれはったんですよ。

おじいちゃん（父親を指す）を出した後はどうしたらいいかわからなかったんで、私はとりあえず灘警察へ聞きに行きました。私は検死とか頭になく、これからどうしよう、主人の

実家のある三木（兵庫県三木市）に連れて帰ろうか、と思ってたんですが、「検死をされずに勝手にされては困ります。南隣の公民館が死体安置所になっているので、そこで検死を終えてから自由にしてもらって結構です」と警察の方に言われました。公民館へ行くともう一杯だったので断られ、どこに行けばいいか聞くと、王子スポーツセンター（灘区王子町、灘南通りから北西約1km）の三階に運んで下さい、と言われました。「三階へどないして運ぶんですか？」って聞いたら、「それは各自でお願いします」って言われました。家の方へ帰ってきたら、牛乳屋さんが布団を掛けてちゃんと北枕にして寝かしてくれてました。……どうやって運ぼうかと困っていると、牛乳屋さんがこの際やからと配達に使う軽トラックを貸してくれはり、「三階まで運ぶの大変やろうからそこまでいったるわ」と近所のIさんやKさんが一緒に軽トラックに乗ってくれはって、やっと安置所まで行けたんです。……

その日（1月19日）主人は三木へ荷物を運んで、私は死体安置所へ行きました。誰かが側にいないといけないので、王子スポーツセンターで、やはり新在家（西宮市新在家町）の方に住んでいて家がつぶれた姪と二人で寒くて不安でしたけどいきました。……遺体安置所には家族が一杯でした。死体の横に家族が一緒になって寝てましたよ。寒いんで、みんな死体の布団の中に足を入れて寝てました（ドライアイスがまだ届いていなかったのもあろう）。とにかく子どもさんを亡くしたのは人がすごかったです。ずっと、息子さんの体をさすってられました。うちなんか（父が）もう歳やったんで、あきらめもありましたが、親と子を亡くすのではつらさが違うと思いました。夜の9時頃になったら、棺桶の事や火葬の事について警察などから連絡が入るんですよ。その場にはないと、おいてけぼりになるんです。棺桶は順番に木だけが来るんですが、自分で作らないといけないんです。その後どこで焼くかってことを聞くと、「検死が済んだらそれぞれ引き取って下さい」っていわれたんですが、みんな家もないのにどうしようもないでしょ。それで毎日9時ごろにもめてもめて……。

……しばらくして（春日野道の）H祭典から電話がかかってきて、「……棺桶を使う予定だった人の横に誰もいてはらなくて、棺桶に入れたらいいかわからないんで、仕方がないので次の人に譲ります」ということで私の所に回ってきたんです。……棺桶をもらって入れてもらうと、枕経やお線香までいただきました。そしたらそれに対して、うちのように個人的に棺桶の手配ができない周りの人が、「そんなこと、自分とこだけ勝手にして」ってすごいです。「お線香は、いいんでどうぞ自由に使って下さい」と、周りの人にあげました。死体は硬直してて棺桶になかなかまっすぐに入りませんでした。体が砂でざらざらやったんで、せめて体ぐらい拭いてあげようと思って、うちは主人の実家の三木から着る物やお湯を持ってきてもらったんです。そしたら、それに対しても「そんなどこでもらいはったんですか！」って周りがすごかったんです。……

検死の時、先生も大変でしたよ（回想の中で出来事が前後している）。一人でやっておら

れたので、途中で気分が悪くなったりしてはりました。検死の時は先生がすぐ次の検死を行えるように、次の3体分は裸にして待たされるんです。子どもさんを亡くされたお母さんは遺体を自分の体で覆って隠してはりました。亡くなった方の中には、一人暮らしや親戚の方が遠くに住んでおられたり、検死の時に一人の遺体もあり、混乱の中で名前間違いもありました。……

私ら、死体検案書とか、それをもって埋葬許可書もらってとか全然知りませんでした。区役所に行ったら神戸医大（神戸大学医学部）まで埋葬許可書を取りに行ってくれと言われてたんで、歩いて大倉山まで行きましたよ。……そんな距離を歩いて移動するのは年寄りの夫婦には大変やったと思います（灘区王子町から中央区大倉山まで約6kmほどある）。』⁵⁾

一般に、人が亡くなった際の手続きは、死者について医師がただちに死亡診断書を作成することができる正常死と、死亡診断書を書くことができず、検察官（または検察事務官・司法警察員）と監察医ないし医師が検視（検死）して、死体検案書を作成しなければならない異常死の場合とに分かれる。震災による災害死であれば、検視しなければならない。検視後に、死体検案書にもとづき、火葬・埋葬許可書（この名称は自治体によって多少異なる）が地方自治体で発行され、この書類があって火葬・埋葬できるのである。⁶⁾

検視の便宜のためにも、また遺体を屋外に放置できないという遺族および市民の感情からも、遺体安置所が設置されなければならない。大震災発生前の防災計画では、遺体は近くの寺院や市立体育館、病院などに安置することになっていた。しかし多くの寺院が地震によって大きな被害を受けており、僧侶も家族や近所の人々の救助などに追われていて、自治体からの連絡がつかなかった。遺体安置所の役割を引き受けたのは、神戸市など被災地の東部地域では須磨寺（上野山福祥寺、真言宗須磨寺派、神戸市須磨区須磨寺町）、芦屋市・尼崎市などの西部では円徳寺（明照山円徳寺、浄土真宗本願寺派、尼崎市大庄西町、武庫川駅近く）など少数であった。須磨寺では、多大な被害を受けながらも、本堂を安置所として、多数の遺体を収容した。一方、各市の市立体育館には避難者が殺到し、遺体を安置するスペースがなくなったため、当初の計画になかった公立学校や公民館その他の公共施設を遺体安置所にせざるを得なくなった。

兵庫県警本部の指令によって、監察医4名が活動を開始したのは17日午後4時過ぎであった。監察医4名では5,000名もの震災死者の検視はできず、各警察署は一般臨床医にも死体検案を要請した。このため避難所等の安置所から病院へ移送して検視するケースも少なからずあった。1月19日までの3日間に検視にあたった大学病院勤務医など臨床医132名は、負傷者の治療を中断して検視に当たり、その間、負傷者の治療が遅れることになった。⁷⁾ 1月20日には日本法医学会が協力を開始し、34名の法医学教授などが検視を行った。さらに病院勤務医などの協力医師も1,235体の検視を行った。⁸⁾ こうして兵庫県では合計2,416体の死体

検案書が作成された。

遺族が死者を近くの生前かかりつけの病院・医院へ搬送して、医師が死亡診断書を作成したケースがかなりの数に上り、そのうち480人については、検視を受けずに火葬・埋葬され、後になって見舞金の支払いなどに関連して、震災による死であるとの届け出がなされた。このようなケースについては、後に警察が遺族等関係者から事情を聴取して調査書を作成した。

地方自治体において遺体に関わる業務を担当することになったのは、福祉課、福祉事務所、環境衛生部などの職員であった。神戸市長田区の福祉事務所では、震災発生直後から1月27日まで、主として遺体の収容と火葬に関する業務を行った。⁹⁾ 長田区内の死者数は919名（震災関連死を含む）であった。長田区では、当初、県立文化体育館を遺体安置所として予定していたが、同体育館の損壊がひどく、17日昼前に急遽、県立村野工業高等学校（長田区役所から高速長田駅を挟んで北側にある）の体育館を安置所とした。ここに搬送されてくる遺体の数は100体をこえて増え続け、村野高校の全面的な協力によって、体育館の他に武道場、教室、さらにテニスコートに張られたテントにも遺体が安置された。

神戸市東灘区（死者数1,471名）では、17日昼過ぎに急遽、県立灘高等学校（JR住吉駅の東にある東灘区役所から東南東へ約400m）の体育館を安置所とした。東灘区内の遺体安置所は18日夜、23カ所となり、288体が収容された。18日の夜、灘高等学校の停電した体育館では、緊急の依頼を受けた神戸大学医学部のM内科医が、懐中電灯などの乏しい照明のもと、夜を徹して多数の遺体の検視を行った。¹⁰⁾

震災直後という異常な状況でなければ、検視後の遺体は納棺され、葬儀の後、荼毘にふされる。しかし棺が不足した。被災地のほとんどの葬儀社が社内在庫および業者の神戸市内共同倉庫の棺を提供したが、それでも足りず、全葬連（業者団体）の備蓄の棺1,400本を高松、広島から運び、その他全国から支援の葬儀社の棺を集めて、5,000体をこえる遺体を納めた。棺を組み立てる釘も不足し、37mmの丸釘を堺市などから輸送して各所に配り、棺の組み立ては、葬儀社員だけでなく、避難所になった学校の教職員、遺族、協力者が行った。¹¹⁾

遺体を保つためのドライアイスも、停電によってドライアイス工場が稼働していないため、不足していた。自治体職員や葬儀社員がドライアイスの塊を、岡山市、大阪市、尼崎市などから運んできて、人力で砕いて、遺体においた。

遺体の傍らに親族がいない場合ないし氏名・本籍地等の身元を確認できない場合、その遺体は安置所に残された。厳冬期ではあったが、数日すると遺体から臭気が生じ、安置所の窓を開け放ち、線香をたき続けなければならなかった。

遺族は死者を弔いたい。仏教徒であれば、戒名をつけて、経を読み、死者の極楽往生を願

う。遺体安置所には、自分自身被災した僧侶や他地域の僧侶が訪れて、檀家はもとより、生前一面識もなかった死者と遺族のために経をあげ、遺族から感謝された。遺体安置所となった学校の教員が読み慣れぬ経を読んだこともある。

検視が終わった後、遺体が遺族に返されても、葬儀をする場所もない。被災地の葬儀社の多くが自社の斎場（葬儀場）に遺体を移し、簡単な葬儀を行い、火葬の手配がつき次第、火葬場へ搬送するという仕事をした。数多くの棺が並ぶホール形式の斎場であっても、湯かんで遺体が拭われ、汚れた衣服がきれいなものに替えられ、花と線香が供えられると、遺族は安堵して涙した。

火葬・埋葬許可書を発行する自治体の事務は混乱を続けており、また遺族にも、書類をととのえるために時間を費やすことができない事情が多々あった。火葬場では、火葬・埋葬許可書のない遺体について、死体検案書の原本を確認し、コピーをとって、火葬を行うことにした。さらに厚生省は1月25日、火葬・埋葬許可書がなくても火葬を認める特例措置を通達した。

被災地にある火葬場の稼働停止、火葬能力の不足も問題であった。神戸市には4カ所の火葬場に火葬炉が合計53基あり、通常1日に4体を火葬するとして、市全体で1日に200体ほど火葬できる。兵庫県警察本部、各市、厚生省の連絡調整によって判明した1日の火葬能力は、被災市町で288体、兵庫県内の被災地外火葬場で188体、大阪府、京都府、岡山県などの府県市で241体であった。¹²⁾

1月17日、被災地のほとんどの火葬場が、停電、停ガス、重大な破損はないかという安全確認のために稼働できなかった。1月18日、神戸市兵庫区の鴨越斎場（火葬場）では、遺族が運び込む遺体を順次火葬し始めた。非常事態なので、火葬炉の通常的能力を超えて連続運転し、1月19日に111体、20日には100体を火葬し、炉の扉が膨張して閉まらなくなった。神戸市東灘区内に安置された1,000体余りの遺体のうち、19日、20日に火葬できたのは45体に過ぎなかった。西宮市でも、満地谷火葬場は被害が大きく、数日間停止した。

近隣各地の火葬場へ遺体を搬送しようとしたが、各市の火葬場も能力の余裕がなく、また道路の渋滞もひどかった。自衛隊の協力により、1月20日には西宮市、芦屋市の遺体をヘリコプターで、1機に4～5体づつのせて、京都市へ搬送し始めた。1月21日には、自衛隊のトラックによる遺体の搬送も始まった。この場合、規則により、自衛隊のヘリコプター、トラックには遺族（自衛隊員ではない人）を乗せることができないので、遺族は別の自動車で遺体搬送先まで移動することになるが、これは甚だ不便であった。

結局、神戸市など、市内の火葬場が稼働した各市では、遺体の6割が市内で火葬され、3割が遺族の自主的な手配により、被災地外で火葬され、1割が各市の手配で被災地外に搬送されて火葬された。¹³⁾

3. ライフラインの復旧

1) ライフライン途絶下の生活

兵庫県西宮市の自宅マンションで被災した故・小田実氏が、断水し、都市ガスが使えない生活について、毎日新聞紙上で1月23日に次のように語っている。

「それから1週間、強い余震が来れば倒壊を免れない建物で、私たちの一家は水とガスのない生活をしている。

夜は着衣のまま玄関で寝ている。9歳の娘は早くパジャマを着て眠りたいと言う。余震は絶え間なくある。電気は来ているが、食事は毎日インスタント食品。顔はまれに洗い、風呂はもちろん、食器洗いも洗濯も論外。朝に私は娘と海岸から便所の水洗用の海水、午後には近くの井戸から井戸の水を一家三人の総出で運んで来て、エレベーターのとまった5階まで階段で歩いて上る。水は私にとってさえ重い。懸命にバケツを運び上げる娘を、昔はこんなふうには水を運んだのだと私は励ます。いつの昔？ 彼女の反問に私は口ごもる。」¹⁴⁾

上下水道、電気、ガス、交通、通信手段等の生活基盤、すなわちライフラインが停止してしまうと、都市住民は生活できない。以下に、ライフラインの復旧経過について述べる。

2) 電気

地震発生直後、電力供給支障283万6千キロワットが発生し、被災地域の約260万軒が停電した。関西電力の火力発電所10カ所、変電所50カ所、架空送電線23線路、地中送電線102線路、配電線路649回線（1回線で700世帯ほどへ給電する）、通信設備76回線が被害を受けた。¹⁵⁾

関西電力尼崎東発電所では、発電機2基が停止し、応急修理して1基だけ1月18日に運転再開したが、発電タービンに送る水蒸気のもとである水が供給されず、19日に発電を停止し、25日に水を大阪からタンカーで運び、27日に発電所の水タンクに移して、発電を再開した。ある地域の発電所が停止した場合、別の発電所から、その地域の変電所に送電するネットワークがある。しかし変電所も変圧器が故障するなどして、稼働できなくなっていた。

神戸市では、地震発生直後、ほぼ全域で停電したが、発電所・変電所から各家庭・事業所への給電ルートが断絶していない地域では、短い時間の後、電気が使えるようになった。当然のことであるが、震度7の家屋倒壊の激しかった地域では、電線や電柱上の変圧器の損害がひどく、停電が長びいた。例えば、神戸市でも少し山側の兵庫区では、停電した時間が短かった地域が多く、一方、隣接の長田区ではなかなか電気がつかなかった。同様に、灘区と東灘区の海よりの地域とでも電力回復の時期が異なり、灘区では17日の夕方には電気が使えた地域が多く、東灘区でははるかに遅れた所があった。西宮市の市立中央体育館では、1月17日16時40分に電灯がついた。

関西電力の復旧の動きは速く、翌18日ないし19日には被災した変電所が応急修理され、以後、18日に到着した九州電力など電力各社の支援を得て、送電ルートにそって順次復旧作業が行われていった。病院、警察署、自治体事務所、避難所等は優先して復旧作業が行われ、場所によっては自家発電装置が設置された。1月18日の夕方には、九州電力鹿児島支店グループによって、須磨区若宮小学校の避難所に自家発電装置が設置され、燃料も電力会社から供給された。

1月23日には応急の復旧作業が終わり、被災地域のほとんどに電力が供給されるようになった。ただし各家庭で電気が使えるようになった時期はこれより遅く、1月27日から2月初めになった所も少なくない。またこれは応急の復旧であって、とにかく使えるものは全て使った修復であり、例えば、折れ曲がった電柱を切断して、先端の細い部分を地上の電柱の空洞に差し込んだ「逆さ電柱」が立ち並ぶ光景も出現した。

1月末から本格的な復旧工事が始まった。関西電力兵庫営業所管内では、2,600本もの電柱を交換し、立て直さなければならなかった。また神戸市中央区などでは地中送電線になっているが、この電線が入っている地中管や共同溝の破壊状態は発掘してみなければ分からないので、この調査と復旧には長期間を要した。

3) 上水道

上水道管は、いたるところで破断し、漏水し、消防隊を無力にした。兵庫県では、神戸市・淡路島など10市7町で126万5,730戸（全給水戸数の約90%）が断水した。また大阪府の22市2町で2万3,738戸が断水し、合わせて129万戸が断水した。¹⁶⁾

上水道システムは、淀川などの取水場から水を浄水場へ送り、浄水された水を拠点配水池へ送り、さらに市街地などの低層配水池へ送水し、ここから各家庭・事業所へ給水している。地震発生とともに淀川からの取水を送る阪神水道企業団のポンプが停電で止まり（これは約1時間後に再稼働した）、さらに淀川送水路だけでなく、他の水源からの取水送水管も数カ所で破損・漏水し、神戸市兵庫区の奥平野浄水場その他各地の浄水場に水が来なくなった。各浄水管理事務所では、配水池の緊急遮断弁を閉め、上水の損失を防ごうとしたが、いくつかの配水池では水量が大幅に減少した。地下の送水管は、送水管の分岐する継ぎ手部分などの破損によって、非常に数多くの箇所でも漏水し、このためかえって地表では、漏水による噴出が目立たないという状態になった。

上水道の復旧は、取水送水路→浄水場→配水池→基幹配水管→各家庭・事業所への配水管というシステムに従って順次行われた。神戸市水道局は1月17日13時に、12の大都市に相互援助協定にもとづいて支援要請を行い、18日には日本水道協会、水道工事業者団体等にも支援を要請した。同様に西宮市では23日に、芦屋市では25日に支援要請を行った。1月22日頃

から大阪市水道局などが支援に来て、3月31日の支援終了までに、全国の241水道事業者からの延べ4万7,433人が復旧作業に従事した。

修復作業は容易ではなかった。地下に埋設されている水道管の周りを掘って破損箇所を発見するのだが、広範囲の断水のため、破損箇所から水が噴出していないので発見しにくい。幹線水道管と支線管との接続部分が壊れているのを修理して、試験的に通水してみると、近くに別の亀裂が見つかったりすることが多々あった。崩壊した家屋の下に止水弁があると、まず家屋所有者の了解を取って瓦礫を撤去し、止水弁を閉め、漏水箇所発見のための通水で家屋内に漏水がおこるかもしれないことをその地域の住民に告知して、通水し、検査するという手順をとった。水道工事は道路渋滞をさらにひどくするので、どの場所を何月何日何時に工事するかという調整も厄介であった。大小様々な口径の水道管と部品を全国から調達するのも時間のかかる難しいことであり、また他の都市から支援に来た作業班が持ってきた部品が神戸と適合しないこともあった。上水道復旧直後は、水質に対する住民の不安が強かったので、1月末頃から水質検査を行って、安全を告知した。上水道の復旧は、2月末に93.6%に達し、3月末にはごく一部を除き、ほぼ全面的に復旧した。¹⁷⁾

住民は飲料水および作業用水の欠乏に苦しんだ。激甚被災地域の住民への、一日にどれだけの量の水を確保できたかという聞きとり調査によると、震災発生直後2～3日間では、1日10リットル以下の人々が約半数を占め、5人に1人(20%)は3リットルほどしか水を得ていない。3～4日して給水車が活動し始めても、半数の人々が1日1人当たり17ないし20リットル以下しか水を得ておらず、そしてこの状態が上水道復旧まで続いた。日本人は日常、1日1人当たり280リットルの上水を使っているといわれるので、給水車による水供給体制のもとでは、多数の住民が震災前の10分に1以下の水で生活しなければならなくなったといえる。¹⁸⁾

断水によって腎臓人工透析が深刻な危機に陥った。予約によって来院した患者に対して、病院側は、透析ができないこと、次回の予定も立たないことを告げて、帰ってもらうしかなかった。17日午後以降、倒壊家屋の下敷きになった負傷者が病院に運ばれてきて、これらの負傷者の中には全身打撲などで、腎臓人工透析がどうしても必要な人々がいた。被災地外の病院に搬送できる患者は送り出した。そして病院職員が清浄水を必死に探し求め、緊急に透析が必要な患者の治療にあてた。給水車が活動し始めてからは、病院へは優先的に給水されたが、治療器具・材料の水噴射洗浄、水蒸気殺菌その他のために絶対に必要な水も不足がちであった。¹⁹⁾

地震発生直後、住民は開いているコンビニエンスストアなどに駆け込んで、ペットボトル入り飲料水などを買った。17日午後以降、被災者を見舞いに行った周辺地域に住む親族・知人がペットボトル入り飲料水を渡した。さらに救援者も同様のことをし、1月21日(土曜

日)には、作家の田中康夫氏が神戸市で、自動二輪車に乗って、被災者にペットボトル飲料水などを手渡す行動を始めた。²⁰⁾

震災当時、神戸市水道局のもつ臨時給水設備は、給水車5台、トラック積載給水タンク27個であり、近隣各市も同様の状態であった。17日午前中、各市の上水道担当者は、被災地外の各都市に給水車の派遣を要請し、同夜以降、救援自治体の給水車も活動を始めた。神戸市では保管してあったタンク(いわゆるポリタンク)を避難所に配ったが、とても必要な容量には達しなかった。自衛隊の給水車は19日に活動を開始し、浄水場で水を入れ、各地で給水し、水がなくなると戻って水を入れるという活動を、交通渋滞に悩まされながら繰り返した。²¹⁾

給水車による給水活動は、1月26日には432台に達した。しかしこれでも住民からすれば、飲料水を得る機会は少なかった。ある場所に給水車が何時に来る、来たということを知らせる広報活動も不十分であった。一人につき容器1個か2個までという制限もあったから、大人も子どもも皆、給水の場所に列を作った。重い水を自宅まで運ぶのは大変だった。高齢者のために水運びをするボランティアは大層感謝された。

4) 下水道

都市では、上水道と下水道とは一体のシステムであり、下水道が機能しなければ、上水道が復旧しても、生活用水や業務用水を排水することができない。下水道の復旧は、終端の汚水処理場を修理してから、本管、中継ポンプ場、各家庭の排水管へと次第に遡って修復することになる。

神戸市の汚水処理場8カ所中3処理場が被災し、芦屋市では2処理場中の1カ所が、西宮市では3処理場中1カ所、尼崎市では3処理場中2カ所が被災し、また流域下水道の6処理場中1カ所が被災した。多くの汚水処理場が海岸の埋め立て地にあり、地震動と地盤液状化によって、沈殿地やタンクをつなぐ管の継ぎ手などがはずれ、破損した。これらのほとんどは1月末までには応急修理された。最も被害が大きかったのは、神戸市東灘区魚崎浜町の埋め立て地にある神戸市東灘処理場であり、7つの沈殿地が地盤変動によって破損した。緊急対策として、沈殿地直前のポンプ場において、ゴミ除去用スクリーンの網目を前の25mmから15mmに縮小してゴミをとり、次亜塩素酸ソーダで滅菌して海へ放出した。そして1月19日には、処理場横の運河を300メートルにわたって鉄板で仕切り、5万トン容量の仮沈殿地とする決定を下し、2月6日に完成させた。沈殿した汚泥は、民間企業から借りた浚渫船ですくって集め、仮設の脱水機で脱水した。この仮沈殿地は4月末まで使用された。ここから出た処理水の水質は、生物科学酸素要求量、浮遊物質量とも震災前の3倍程度であり、かろうじて排水の水質基準をクリアしていた。²²⁾

下水道管渠も多大の損害を受けていたが、上水道の断水によって下水量が大幅に減少したため、下水道の損害があまり表面化しなかった。下水道管も、管の接続・分岐部分に多大の損傷がみられた。マンホールを開けてライトをあて、目視検査すると、土砂がつまって水位が上がっている箇所が多く、地上へ溢水するおそれがあり、応急に水を近くの川に排水し、土砂をかき出して修理した。下水道管の4分の3は、管径20cm以下であり、このような細い管は超小型テレビカメラを通して破損箇所を発見しなければならず、修理はなかなかかどらなかつた。

被災地の市民生活において最も痛切に感じられたのは、水洗便所が使えなくなったことであつた。各市は、自衛隊や土木建設業者などの協力を得て、全国各地からタンク式の仮設トイレを搬入し、避難所や公園などに配置した。神戸市では、1月21日に仮設トイレ数524基、後に最大約3,000基を設置したが、避難所すべてにゆきわたつたのは2週間後であつた。西宮市では最大時1,036基、芦屋市では1,055基の仮設トイレが設置された。²³⁾

学校、病院、ビルなどには、地下に排水槽（下水槽）を作つて、一時的に下水を受けてから下水道へ流しているところがある。このような場所では、一時的には水洗トイレに水を流すことができるが、後でバキュームカーで汚水処理場へ輸送して処理しなければならない。とにかく水がなければ水洗トイレは使えない。学校避難所等では、プールの水や井戸水をポリタンクで運んで、水洗に使用した。一般家庭では、炊事や洗顔・清拭などのときには、なるべく水を使わないようにし、トイレは仮設トイレまで行って利用するというこゝで対処せざるをえなかつた。

下水道の復旧は、地域差が大きく、1995年末まで復旧しなかつた地域もあつた。下水道と上水道の復旧にはギャップがあり、このため、上水道が復旧しても、排水できないから水道が使えないという状態になつた場所がかなり見られた。

5) ガス

神戸市など被災地の都市ガスは大阪ガスが供給していた。震災直後、大阪ガス本社からの供給停止命令は、被災地からの情報断絶によって遅れ、17日11時30分であつた。しかし復旧工事は比較的速やかに進行した。1月19日には大阪ガスの復旧作業員6,000名と支援42事業者の820名とが復旧作業を開始した。さらに3月にはいると、支援作業員が3,700名に増加し、全力投入の体勢になつた。西宮市今津に現地対策本部が設置され、復旧資材を船舶も使って集積した。大量にガスを使う事業所への中圧管は2月17日頃までにはほぼ復旧した。しかし各家庭への低圧管の復旧は遅れた。水道管からの漏水が低圧ガス管に流入しており、ポンプで水抜きをし、高圧空気て吹き飛ばしてからでないとお通ガスできなかつた。それでも2月末には65.2%、3月末に96.8%が復旧し、4月末にはほぼ全てが復旧した。²⁴⁾

震災直後の都市ガス代替燃料としては、カセット（ボンベ式）ガスコンロ、プロパンガス、電気炊飯器、電気ポットが便利であった。被災地域にはプロパンガス利用世帯・店舗が30万近くあった。震災直後、プロパンガス供給・販売業者は、ボンベの元栓を閉め、配管を点検し、倒壊家屋からボンベを撤収してまわった。都市ガス利用者からのプロパンガス供給依頼が急増したため、業者はボンベの取り寄せと配送・設置に追われた。東灘区御影浜町の三菱液化ガスの輸入基地、LPガス貯蔵タンクがガス漏れをおこして使用不能になってしまったため、ここを供給源としていたプロパンガス事業者は、遠く四日市市や水島市などからタンクローリーでLPGを運んでこなければならなかった。²⁵⁾

6) 塵芥（ゴミ）処理

被災地の塵芥、耐久消費財などの粗大ゴミ、建具など損壊家屋の一部等の収集・処分作業は、実際は1月19日に始まった。1月24日以降、各地から支援の収集作業車が到着し（その数は延べ4,155台に達した）、次第に進んでいった。神戸市では、市内臨海部の6カ所に仮ゴミ置き場を設置した。昼間の収集では、交通渋滞のために能率が悪いので、夜間収集が行われた。市のゴミ収集だけでは膨大な量のゴミを処理できないため、民間の廃棄物処理業者に協力を依頼した。自衛隊も、1月27日から2月7日まで、神戸市内6区においてゴミを収集して西区布施畑処分場へ運んだ。近隣の各市が、神戸市などで焼却できないゴミを引き受けて、焼却処分した。ゴミの排出量は、1～2月には前年同期の5倍程度、その後、夏頃までは2倍程度であったと推定される。1世帯当りの耐久消費財廃棄物は、0.89トン、12立方メートルという推計もある。²⁶⁾

7) 交通

鉄道の被害は甚大であり、大阪～姫路間のJRと私鉄各線がほとんど不通になった。JR在来線は、1月25日に東海道線甲子園口～芦屋間が開通し、1月30日には山陽線神戸～須磨間が運転を再開し、不通区間は残る芦屋～神戸間となった。その後両端から復旧が進み、2月20日には不通区間が灘～住吉間となり、4月1日に東西をつなぐJR在来線が運行再開となった。JR山陽新幹線も4月8日に復旧した。²⁷⁾

2月16日、神戸市営地下鉄の板宿～新神戸間が復旧し、西神中央～新神戸間が、まだ駅が復旧していない三宮、新長田、上沢の3駅を通過駅として、全線復旧した。

阪急神戸線は、1月18日、梅田～西宮北口間の運転が再開されたが、これより西の夙川～三宮間は不通であった。2月6日、阪急今津線の門戸厄神～仁川間が復旧し、宝塚～今津間が全線開通した。3月11日、倒壊した阪急伊丹駅が営業再開し、阪急伊丹線が運転再開した。3月13日、阪急三宮～王子公園間が運転再開し、すでに阪急御影～梅田（大阪）間が復

旧していたので、不通区間は王子公園～御影間となった。そして6月12日、阪急神戸線、三宮～梅田間が全線開通した。

阪神電鉄では、1月26日、甲子園～青木間が復旧し、東側の青木～梅田間が開通した。2月1日、阪神三宮～高速神戸間が開通した。2月20日、阪神三宮～岩屋間が復旧し、不通区間は岩屋～青木間となり、その後6月26日、阪神本線、三宮～梅田間が全線開通した。そして8月23日、新神戸交通六甲アイランド線の魚崎～住吉間の運転再開によって、被災地の鉄道はすべて復旧した。

震度7地帯では道路の状況も悪かった。道路自体や陸橋、河川橋の損壊、電柱や街路灯の倒れ込み、家屋やブロック塀の倒壊などによって、数多くの箇所が道路通行不能になった。住宅密集地帯では行き止まりになった道が多く、幹線道路でも歩道は歩けなくなった。1月17日の地震発生直後から正午頃までは、神戸市の六甲山寄りの道路は損壊も少なく、通行できたが、午後になると、神戸市に入ってくる車も出て行く車も増加し、全域で極度の渋滞となった。

バス路線の一部は、17日午後には運行を始めていた。各市市営バスと民間バス会社の路線バスは翌18日にはおおむね運行を始めた。不通の鉄道に替わって、代替バスが運行された。しばらくして、JR、阪神、阪急3線間の相互振り替え輸送が実施された。震災後、被災地から脱出する人、出勤しなければならぬ人、食料などの買い出し、見舞い、損壊家屋の片付けの手伝いなどで、多くの人々がバスを利用して移動した。とくに大阪方面などの東西方向の路線バスの始発乗り場には長蛇の列ができた。

道路の不通と渋滞に対処するため、兵庫県警交通部では、警察庁と連絡を取りながら道路交通規制を行った。1月18日には道路交通法第5条にもとづく緊急輸送ルートを設定し、緊急車両のみの通行を許可した。しかし緊急標章をつけていない一般車両が緊急ルートを走行することも少なからずあり、警察もこれを完全に制止することは困難であった。2月25日には、緊急ルートにかわる、災害対策基本法第76条にもとづく復興物資輸送ルートおよび生活・復興関連物資輸送ルートが設定された。²⁸⁾ 2月1日からは、バスの走行速度を上げるためのバスレーンが設置された。このバスレーンはコーン型標識で区分され、バスと警察・消防などの車以外は走行できないことになり、バス交通が便利になった。鉄道に代替するバスの利用者は、1月中は1日に約3～5万人程度であったが、バスレーン設定後の2月には、1日に20万人と急増した。²⁹⁾ 結局、これらの道路交通規制が解除されたのは8月10日であった。

幹線道路、ことに国道43号線と阪神高速道の復旧が急がれた。阪神高速道では、東灘区深江本町付近で600メートルにわたり高架道路が横倒しになり、道路からの落下事故などで死者16名を出していた。阪神高速道は、当初3年を要するとの見込みを大幅に短縮して、1996

年9月30日、全線復旧・開通した。これによって阪神高速道の下の国道43号線が上り下りとも通行可能になり、国道2号線などの渋滞が緩和された。

1月19日以降、鉄道に代替する旅客輸送手段として、臨時航路がいくつも開かれた。ことに神戸～大阪（天保山）間航路、神戸～明石間、神戸～姫路間、神戸～六甲アイランド間（渡し）などの航路は利用客が多かった。例えば、大阪港天保山栈橋から神戸ポートアイランドを経て、神戸港「税関前」を往復した水中翼船航路は、神戸～天保山間が約25分と超高速であり、大変便利であった。

そして震災直後から、タクシーが、多くの運転手の大変な努力によって、被災者や関係者を大いに助けた。

8) 電話

NTTの電話は、道路上の電話柱とケーブルが倒壊家屋によって引き倒されたり切断されたりして、回線損傷が多数発生した。神戸市内の電話交換所8カ所では、機器の損傷は軽微であったものの、停電が続き、非常用バッテリーも消耗して、交換機が作動しなくなった。兵庫県南部地域全体の回線の約2割にあたる28万5千回線が通信不能になった。使用可能な電話も、緊急連絡、受話器はずれ、安否確認などで通話料が急増した。1月17日には、通常ピーク時の約50倍もの通話要求（コール）度数となり、翌18日も約20倍となって、通話制御限界をこえてしまった。電話交換所の電源問題は、移動電源車を至急配備することで、遅くも30時間後には交換機が復旧した。1月22日になって、ようやく神戸では電話がつながるようになったといわれる。

当時、普及し始めていた携帯電話（筐体はかなり大きかった）も、地域の無線局と交換局との回線が断たれ、基地局の電源が停止したこともあり、地震発生直後には通話可能であっても、しばらくして通話できなくなった。しかし携帯電話通信各社とも、1月24日までは復旧した。携帯電話は、地域全体が停電しているため、バッテリー消耗後に充電できないことが弱点であった。

いわゆる緑の公衆電話は、事業所や家庭の電話よりもつながりやすかったので、電話ボックスには長蛇の列ができた。しかしここでも、停電のために100円硬貨やカードが使えず、入れた10円玉が約1,500枚をこえて詰まるなどの故障が少なからず発生した。

電話ケーブル等の復旧工事は、関西地区の3,000人の作業員の他、全国から4,000人の支援作業員を加えて急速に進み、1月31日には応急復旧が完了した。³⁰⁾

NTTでは無償サービスとして、死亡者名照会電話、避難所おことづけサービス、無料公衆電話の設置、ボランティア団体へのフリーダイヤルサービスなど、さまざまなサービスを提供した。避難所への無料の公衆電話とファクシミリの設置は被災者に喜ばれた。しかし、

神戸市須磨区T中学校の避難所では、ベトナム人が無料電話で長電話するため、日本人の避難者が注意・叱責したところ、そのベトナム人が棒をふりまわしてけんかになったという事件もおきて、この無料電話を一時撤去することになってしまった。³¹⁾

9) 報道

新聞には、繰り返し読んで確認できるという貴重な特性がある。死亡者の氏名の掲載は重要なことであったし、県や市から市民への通知の確認にも役だった。また様々な団体が、広報・連絡、記録保存のために、ミニコミ新聞、パンフレットなどを数多く発行し、これも有益であった。

被災地の新聞社である神戸新聞社は、編集、製版、印刷部門に大打撃を受けた。しかし、臨時編集部で作成した記事を京都新聞に電話送稿し、京都新聞の製版センターで刷版フィルムを製作し、これを神戸市西区の神戸新聞社の印刷工場へ急送して印刷するという方法で、1月17日夕刊を発行した。この夕刊は夜8時に27万部刷り上がり、市内販売所には深夜から明け方に届いた。翌朝神戸新聞1月17日夕刊が号外扱いで配られ、これを手にとった多くの市民は非常に力づけられた。³²⁾

テレビ報道については、後にいくつかの問題点が指摘された。例えば、取材しやすい場所、一目見て被害がはっきり分かる場所の取材・報道に偏ったことである。このため、広い火災焼失地域で、画面上、黒々とした空き地が広がっているような「画にならない」場所や、住宅密集地における多数の倒壊家屋（道が狭いので取材車が入れない）などはあまり報道されず、他方、三宮の大通りの倒壊ビルや壊れたガラス窓から垂れ下がったブラインドなどは何度も放映された。また学校避難所の校庭での食料・水の配給風景などは放映されたが、教室・体育館の内部での想像を超える超過密居住状態などは、避難者のプライバシーに配慮したためとも考えられるが、あまり報道されず、東京などの遠隔地の人々には実態が伝わらなかった。

さらに、全国ネット局のテレビ報道が被災地外の全国に人々に被害状況を伝えることを主眼としたものになってしまったため、被災住民の側では、テレビを見ても必要な生活情報は得られないということになってしまった。この問題について、サンテレビ（神戸市ポートアイランドにある独立UHF局）では、「悲惨な状況は改めて放映する必要がない」と判断し、被災者のための生活情報取材し、主に文字テロップでなるべく詳細に放送するという報道姿勢を貫き、被災者にとって大いに利益になった。³³⁾

同じく地元の被災者のための放送という方針をとったのは、中波ローカル局、FM局などのラジオであった。携帯ラジオやカーラジオで、生活情報や交通情報などを聞き続けた人々は多かった。

4. 合同慰霊祭の頃（結論にかえて）

1995年2月26日（日曜日）午後1時から、震災で亡くなられた方々の合同慰霊祭が、兵庫県西宮市と芦屋市で行われた。両会場にはそれぞれ、遺族、皇太子夫妻、土井たか子衆議院議長などが参列した。被災地での合同慰霊祭開催は、この両市が初めてであった。

西宮市鳴尾浜の兵庫県立総合体育館で行われた西宮市の慰霊祭では、3,200人の参列者が、亡くなられた方々995人の冥福を祈った。そして、西宮市立香櫨園小学校6年生のAM君（男子）が以下のように追悼の言葉を述べた。なお、香櫨園小学校では生徒6名が亡くなっている。

「……前略……。1月17日。今思い出しても怖いあの日のこと。ぼくにとってはもちろんのこと、父や母、そして祖父母にとってさえ生まれて初めて体験した大地震。

たった十数秒間揺れただけで、5千を超える人々が亡くなり、交通網や水道、ガス、電気が断たれ、町が壊れてしまったなんてどうしても信じられません。夢ではなかったのだろうか。悪い夢を見たのだったらいいのに、と思っても一歩外へ出ると、ゆがんだ道路、壊れた家々、さまよい避難する人たち……。

太陽は明るく輝いているのに、六甲山や甲山はいつもと変わらない姿を見せているのに、そして浜や夙川には、今年も来た水鳥たちがにぎやかに群れているのに、こういうところを見ていると、よけいに悲しくなってしまう。

ぼくは、なんだか、心にぽっかり穴があいてしまったような気がします。どうしてぼくたちの町はこんなにも荒れ果ててしまったのだろう。どうしてこんなにも、大勢の人たちが亡くなってしまったのだろう。

考えても考えても納得が行きません。

1月31日、学校が再開され、授業が始まりました。久しぶりに友だちと会えた喜びも束の間、それからの方が、何だかさびしくなった気がします。花を飾った机や空席が目立つからです。仲良しだった友だちが亡くなったからです。もっともっと一緒にいろんなことをしたいと思っていた多くの友だちが遠くへ行ってしまったからです。

家族や親類を失った友だちもあります。家が壊れて避難している友だちもあります。授業の内容や学校の建物がたとえ元通りになったとしても、友だちの顔ぶれは、二度と前と同じにはそろいません。

本当に悲しい、つらいことだけれど、この悲しみやつらさをのりこえるのが今のぼく達に与えられた課題だと思っています。

震災で亡くなられた皆様、ぼく達のがんばりをどうか見ていて下さい。あなた方のことをぼく達は決してわすれません。どうか安らかに眠って下さい。」³⁴⁾

3月6日、神戸市、宝塚市、尼崎市の3市において、震災犠牲者の合同慰霊祭が行われ

た。それぞれの会場に、遺族、皇太子夫妻、衆参両院議長、村山富市首相、閣僚6名などが参列した。この神戸市の死者3,876人を追悼する合同慰霊祭は、神戸文化ホール（神戸市中央区楠町）で開催され、5,000人をこえる参列者があり、遺骨や遺影を抱えた人々の姿も少なからず見られた。

この3月6日は、1月17日の震災死者の四十九日にあたる。2月下旬から3月上旬の頃、街の様子も、被災者にとって最も心配なことも、震災直後とは変わってきたようである。

避難所で生活している避難者の数は、2月27日の時点で、兵庫県全体で11万7,282人（内、神戸市9万4,598人）となり、1月23日時点の31万9,638人の約3分の1に減少した。³⁵⁾ ライフライン復旧工事が進むにつれて、避難所にいる人々の数が減っていった。復旧の進捗は、3月1日時点で、上水道が兵庫県全体の約97%（神戸市内でまだ復旧作業中）、下水道と都市ガスはまだ半分ほどの復旧であった。鉄道各線にはまだ不通区間があり、人々はバスをよく利用した。始発点になっている三宮や芦屋などの駅前のバス停留所には、大勢の人々が列を作っており、そのうちのかなり多くの人々が、家族・友人と明るく声高に会話していた。損壊した家屋・ビルディング等の解体・撤去工事が大規模に進行しており、街中に砂埃が飛散していて、マスクをつけて歩く人々が多かった。商店・スーパーなどが仮店舗などで営業しており、営業再開したデパートや店舗集合ビルなどは大変混雑していた。（報道や筆者の体験による。）

明るい復興の雰囲気が見られている一方で、人々は苦痛や暗さを強く感じていた。家族が重傷を負ったり、病気が重くなったりして、介護に悩む人々がいた、失業して収入が途絶し、自宅のローン負債返済の負担がのしかかり、また事業再開のめどが立たずに、重苦しい悩みを抱えている人々がいた。震災直後から不眠不休の仕事が続き、過労のために倒れる人もいた。

震災後しばしの間に存在した被災者の高揚感や、暖かい「共同体感情」が急速に薄れつつあった。人々の心のなかに、明るさと暗さが双極に分かれて現われてきていた。

註

- 1) 横山隆作「阪神・淡路大震災の衝撃」、『淑徳大学社会学部研究紀要』第38号、2004年3月刊、19～34頁。および、同「阪神・淡路大震災における避難と救助」、『淑徳大学総合福祉学部研究紀要』第41号、2007年3月刊、19～37頁。
- 2) 毎日新聞大阪本社編『「毎日新聞」が伝えた震災報道1260日』六甲出版、平成10年、769頁。
- 3) 中井久夫「災害がほんとうにおそったとき」、中井久夫編『1995年1月・神戸』みすず書房、1995年、61頁。
- 4) 塩崎賢明、室崎益輝、神戸大学工学部室崎・塩崎研究室「阪神・淡路大震災 犠牲者聞き語り調査」、神戸大学震災研究会編『大震災を語り継ぐ』神戸新聞総合出版センター、2002年、56～57頁。

なお、本稿中の市民の証言者については、原著において氏名が明記されていても、アルファ

ベットの仮名とした。また引用文中の日時、数などを算用数字に改めた。

- 5) 同上「阪神・淡路大震災 犠牲者聞き語り調査」、『大震災を語り継ぐ』, 71~75頁。
- 6) 医師は死者を診た時に、それが生前の最終診察後24時間以内であって、かつ死因が明らかに診療中のものである場合については、医師は死亡診断書を作成できる。それ以外の場合は、たとえば病院内で死亡した場合であっても医師がすぐに死亡診断書を作成することはできず、24時間以内に所轄の警察署に届け出なければならず、異常死体(変死体)として検視(死体検案)がなされねばならない。
 「医師法 第20条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。 第21条 医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検案して異状があると認めるときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。」
 「刑事訴訟法 第229条 変死者又は変死の疑のある死体があるときは、その所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官は、検視をしなければならない。(同条)2 検察官は、検察事務官又は司法警察員に前項の処分をさせることができる。」
 検視によって犯罪性なしと判断された場合、医師によって死体検案書が作成される。なお、犯罪性ありと判断された場合、刑事訴訟法第129条に基づき、司法解剖へと移行する。
 検視が終了した後、死体はすみやかに遺族に返されなければならない。
 「死体取扱規則(昭和三十三年十一月二十七日国家公安委員会規則第四号) 第八条 死体について、身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに死体をすみやかに遺族等に引き渡さなければならない。ただし、遺族等への引渡ができないときは死亡地の市区町村長に引き渡すものとする。」
 遺族は、死亡診断書または死体検案書を持って市役所などへ行き、火葬・埋葬許可書を発行してもらい、普通は葬儀社の手配で火葬場を予約し、火葬・埋葬許可書を持参して火葬することになる。なお遺骨を墓に埋葬する場合も火葬・埋葬許可書が必要になる。
- 7) 阪神・淡路大震災教訓情報分析・活用調査委員会編「阪神・淡路大震災教訓情報資料集 平成11年度報告書」(財)阪神・淡路大震災記念協会, 第1期, 初動対応, VIII, 保健衛生, A, 遺体対応, より再引用。この資料は現在、内閣府の, http://www.bousai.go.jp/linfo/kyoukun/hanshin_awaji/index.htmlの下の「報告書ダウンロード」にあるPDF電子文書である。
- 8) 上野易弘「地震と人身被害」, 神戸大学震災研究会編『大震災 100日の軌跡』神戸新聞総合出版センター, 1995年, 56頁。
- 9) 神戸市長田区では、防災計画にもとづき、災害時の業務を次のように計画していた。市民課=罹災状況調査・罹災証明書の発行。福利課=見舞金, 義援金の交付。固定資産税課=家屋解体の申請手続き。市民税課=避難所管理。福祉事務所=遺体の収容, 火葬。渋谷哲「阪神・淡路大震災に学ぶ」横浜市福祉関係職員の業務研究報告書所載。
- 10) 神戸新聞社『大震災 その時, わが街は』神戸新聞総合出版センター, 1995年, 155~158頁。
- 11) 神戸新聞社会部『ザ・仕事』神戸新聞総合出版センター, 1997年, 175頁。
- 12) 前掲「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」第1期・初動対応, VIII, 保健衛生, A, 遺体対応。
- 13) 同上。
- 14) 文筆家, 小田実氏は, 2007年7月30日に胃ガンのため, 亡くなられた。小田氏は生前, 震災等災害被災者のための被災者生活再建支援法の立法のために尽力された。記事は, 前掲『「毎日新聞」が伝えた震災報道1260日』, 132頁。
- 15) 前掲「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」, 第1期・初動対応, I, 被害発生, E, 道路・鉄道・ライフラインの被害【6】。
- 16) 同上。
- 17) 前掲「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」, 第2期・被災地応急対応, V, 都市基盤・サービスの復旧, A, 上水道の復旧。
- 18) 山田 淳「ライフラインの危機管理」, 立命館大学震災復興プロジェクト『震災復興の政策科

- 学』有斐閣，1998年，35～37頁。
- 19) 前掲『ザ・仕事』，138頁。
 - 20) 田中康夫『神戸震災日記』新潮文庫，平成9年，28～42頁。
 - 21) 前掲，神戸新聞社『大震災 その時，わが街は』，186～187頁。
 - 22) 同上，230～231頁。
 - 23) 前掲「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」，第1期・初動対応，Ⅷ，保健衛生，B，トイレの確保とし尿処理。
 - 24) 前掲「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」，第2期・被災地応急対応，Ⅴ，都市基盤・サービスの復旧，D，ガスの復旧。
 - 25) 前掲『大震災 その時，わが街は』，218～219頁。
 - 26) 前掲「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」，第2期・被災地応急対応，Ⅴ，都市基盤・サービスの復旧，Ⅰ，震災ゴミの処理。
 - 27) 鉄道各線の復旧については，前掲『「毎日新聞」が伝えた震災報道1260日』，第3章 復興に向けて，153～174頁。および，前掲「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」，第2期・被災地応急対応，Ⅴ，都市基盤・サービスの復旧，G，鉄道の復旧。
 - 28) 屋久哲夫『その時最前線では』東京法令出版，2000年，147～152頁。および，前掲「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」，第2期・被災地応急対応，Ⅴ，都市基盤・サービスの復旧，F，道路交通規制と道路復旧。
 - 29) 前掲「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」，第2期・被災地応急対応，Ⅴ，都市基盤・サービスの復旧，G，鉄道の復旧。
 - 30) 前掲「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」，第1期・初動対応，Ⅱ，初動体制，A，通信途絶。
 - 31) 阪神・淡路大震災と学校 編集委員会編『阪神・淡路大震災と学校』兵庫県教職員組合，1995年，34頁。なお，このベトナム人はベトナム人が集まる公園避難所へ移ったということである。
 - 32) 神戸新聞社『神戸新聞の100日』，プレジデント社，1995年，51～96頁。
 - 33) 外岡秀俊『地震と社会—「阪神大震災」記』上，みすず書房，1997年，143～144頁。
 - 34) 前掲『「毎日新聞」が伝えた震災報道1260日』，140頁。
 - 35) 同上，140頁。

The Hanshin Awaji Earthquake Disaster - 3

Ryusaku YOKOYAMA

1. Preface

These are some notes on a study of the Great Hanshin Awaji Earthquake Disaster in 1995. In this study, I took up 2 problems: the first is concerned with the bodies of the victims and their bereaved families, and the second is the restoring of the infrastructure (lifeline). This continues from my previous 2 notes in this bulletin about the Great Hanshin Awaji Earthquake Disaster in 1995.

2. The bodies of the victims and their bereaved families

After the disaster, over 5,000 bodies were held in the temporary mortuaries which were schools, public gymnasiums, Buddhist temples and the community centers and so on. The bereaved families had hard time finding solutions to such problems as waiting for the autopsy, the lack of the coffins, the difficulty of carrying bodies to the far crematoriums and so on.

3. Restoring of the infrastructure (lifeline)

Electricity, and telephones — Temporary repairs were finished at the end of January 1995.

Water supply — It was restored at the end of February 1995. Until the water supply was restored, residents had to live on less than 20 litres of water a day per capita.

Sewerage — It was restored later than the water supply. Many temporary lavatories were set up in parks and public facilities and so on.

Gas — The gas supply was restored at the end of March 1995.

Public Transport — The railway service between Kobe and Osaka was restored by June 1995.

News media — The national networks of TV reported on the disaster for the viewer living at a distance, in contrast the local UHF-TV, and FM and AM radio stations in Kobe city broadcast local and necessary news for residents.

4. Memorial Ceremony

The memorial ceremony for Nishinomiya city was held on February 26th 1995. Mr. A.M., a schoolboy, made a memorial address.

He said, "I feel as if I have a gaping hole in my heart. Many friends have gone far away. We will never forget you."